



埼玉県報

第 2 6 7 5 号
平成 2 7 年 3 月 3 日
火 曜 日

目 次

告示

- [ふるさとの緑の景観地の指定\(みどり自然課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定の解除\(みどり自然課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成27年度前期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [平成27年度随時実施技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [大里用水土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [大里用水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業荒川中部地区\(基幹水利施設管理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業荒川中部右幹線地区\(農業用排水施設整備\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業荒川中部左幹線地区\(農業用排水施設整備\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [荒川中部土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [富士見都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施\(建築安全課\)](#)
- [県道根岸本町線の区域の変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道根岸本町線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する行為の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告示

埼玉県告示第百八十八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上田清司

ふるさとの緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
所沢市北中ふるさとの緑の景観地	所沢市東狭山ヶ丘五丁目 八九六番一、九二五番一、九二六番一、九二七番一、九三九番、九四二番、九四四番、九四七番、九五〇番一、九五〇番九、九五〇番一〇
狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市堀兼字上榛 二四二四番一、二四二四番二、二四二四番三、二四二四番七、二四二四番八

告示

埼玉県告示第百八十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第七項の規定により、次のふるさと緑の景観地の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上田清司

ふるさと緑の景観地の名称及び当該景観地の区域

名称	区域
川口市西立野ふるさと緑の景観地	昭和五十七年埼玉県告示第五百二十四号において指定した川口市西立野ふるさと緑の景観地の区域
三芳町上富ふるさと緑の景観地	昭和五十五年埼玉県告示第四百六十五号、昭和五十六年埼玉県告示第四百三十四号及び昭和五十八年埼玉県告示第五百六号において指定した三芳町上富ふるさと緑の景観地の区域

告示

埼玉県告示第百九十号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十七年二月二十八日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人あかつき会はとがや病院	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二十六号	平成三十年 二月二十七日
戸田市立市民医療センタ I	埼玉県戸田市美女木四丁目二十番地の一	同右
医療法人社団草芳会三芳野病院	埼玉県入間郡三芳町大字北永井八百九十番六	同右
春日部市立病院	埼玉県春日部市中央七丁目二番地一	同右
みくに病院	埼玉県春日部市下大増新田九十番地一	同右
医療法人財団健和会みさと健和病院	埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十四番一号	同右
医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	埼玉県三郷市中央四丁目五番地一	同右
医療法人川久保病院	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二十九番十八号	同右
増田外科医院	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目三十九番地五	同右
埼玉脳神経外科病院	埼玉県鴻巣市大字上谷六百六十四番地一	同右
村越外科・胃腸科・肛門科	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	同右

医療法人康正会病院	埼玉県川越市大字山田三百二十番地一	平成三十年 二月二十七日
医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市大字北秋津七百五十三番地二	同右
医療法人社団秀栄会所沢第一病院	埼玉県所沢市下安松千五百五十九番地一	同右
所沢明生病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地	同右
医療法人泰一会飯能整形外科病院	埼玉県飯能市東町十二番一号	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	同右
久喜メデイカルクリニック	埼玉県久喜市大字下早見千百八十三番地一	同右
社会医療法人ジャパンメデイカルアライアンス東	埼玉県幸手市大字吉野字明神前五百十七番五	同右
埼玉総合病院	埼玉県熊谷市佐谷田三千八百十一番地一	同右
熊谷外科病院	埼玉県熊谷市西島町三丁目十一番地一	同右
皆成病院	埼玉県秩父市桜木町八番九号	同右
秩父市立病院	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三百番地	同右
国民健康保険町立小鹿野中央病院		

告 示

埼玉県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベイシア鳩山店

埼玉県比企郡鳩山町今宿東地区土地区画整理事業五街区八外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百六十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年二月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三日から平成二十七年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十七年前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸物铸造作業）、金属热处理（一般热处理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎热处理作業）、粉末冶金（成形・再圧縮作業）、機械加工（普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、フライス盤作業、数值制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数值制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立（電子機器組立て作業）、電気機器組立（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ロ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸物铸造作業）、金属热处理（一般热处理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎热处理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕

- 上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ハ 単一等級
 - 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）
- 二 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
 - 1 実施期日
 - 平成二十七年六月三日（水）から同年九月八日（火）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
 - 2 実施場所
 - 協会が指定する場所
 - 3 試験問題の公表
 - 平成二十七年五月二十七日（水）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

- 1 実施期日
 - 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十七年七月十九日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗淨</p>	<p>平成二十七年八月二十三日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十七年八月三十日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十七年九月六日（日）</p>

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇一〇〇七四)

ハ 受付期間

平成二十七年四月六日(月)から同年四月十七日(金)まで

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検定職種	手数料(円)
園芸装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
造園	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
铸造	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
金属熱処理	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
粉末冶金 ^ゃ	一七、九〇〇
機械加工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
放電加工	一七、九〇〇
金属プレス加工	一七、九〇〇
鉄工	一七、九〇〇
建築板金	一七、九〇〇
工場板金	一七、九〇〇

化学分析	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
サッシ施工	一七、九〇〇
内装仕上げ施工	一七、九〇〇
防水施工	一七、九〇〇
畳製作	一七、九〇〇
タイル張り	一七、九〇〇
ブロック建築	一七、九〇〇
左官	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
とび	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
建築大工	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
石材施工	一七、九〇〇
プラスチック成形	一七、九〇〇
建具製作	一七、九〇〇
家具製作	一七、九〇〇
婦人子供服製造	一七、九〇〇
建設機械整備	一七、九〇〇
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇
産業車両整備	一七、九〇〇
電気機器組立て	一七、九〇〇
電子機器組立て	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
機械検査	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
仕上げ	一七、九〇〇（二一、九〇〇）

表装	一七、九〇〇
塗装	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
路面標示施工	一七、九〇〇
塗料調色	一七、九〇〇
舞台機構調整	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
産業洗浄	一七、九〇〇
商品装飾展示	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
フラワー装飾	一七、九〇〇（二一、九〇〇）

備考 手数料（円）の欄の（ ）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十七年七月十九日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十八日（金）に、その他の職種にあつては同年十月二日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百九十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十七年随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 随時三級

铸造（铸鉄铸物铸造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）及び塗装（金属塗装作業、噴霧塗装作業）

ロ 基礎一級

铸造、機械加工、金属プレス加工、電子機器組立て、婦人子供服製造、寝具製作、印刷、製本、プラスチック成形、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工及び塗装

ハ 基礎二級

さく井、铸造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙は、協会で交付する。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一七、九〇〇円

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十七年二月二十五日認可した。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大里用水土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

告示

埼玉県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年二月二十五日認可した。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大里用水利地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業荒川中部地区（基幹水利施設管理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年三月四日から

平成二十七年四月一日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

深谷市役所

寄居町役場

告 示

埼玉県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業荒川中部右幹線地区（農業用排水施設整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年三月四日から

平成二十七年四月一日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

寄居町役場

告 示

埼玉県告示第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業荒川中部左幹線地区（農業用排水施設整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年三月四日から

平成二十七年四月一日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

深谷市役所

寄居町役場

告 示

埼玉県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、荒川中部土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十七年二月二十七日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年三月四日から

平成二十七年四月一日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

深谷市役所

寄居町役場

告 示

埼玉県告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十三号

越谷市長から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二三四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十七年七月五日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十七年九月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十七年七月二十六日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十七年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市大宮区吉敷二丁目の五
国際学院埼玉短期大学（大宮キャンパス）
設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地
芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日（月）から平成二十七年三月三十日（月）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

（一）受付期間

平成二十七年三月二十三日（月）から平成二十七年三月三十日（月）

まで

（二）受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十七年三月九日(月)から平成二十七年四月十三日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階

一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十七年四月九日(木)から平成二十七年四月十三日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十七年六月十日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十七年八月二十五日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十七年九月八日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十七年十二月三日（木）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 根岸本町線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市栄町二丁目九番一地先 から 川口市本町三丁目二三番一地先 まで</p>	<p>川口市本町三丁目八二番一地先 から 川口市本町三丁目二三番一地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇 ） 三七・〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三四七・〇〇</p>	<p>三一六・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

<p>路線名</p>	<p>根岸本町線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市栄町二丁目九番一地先から 川口市本町三丁目八二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年三月三日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十七年三月三日付け、さいたま県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の一部供用開始である。延長 三十八・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

さいたま鴻巣線	路線名
北本市高尾七丁目三三三番二地先 から同市高尾七丁目一六二番地先 まで	供用開始の区間
平成二十七年三月三日	供用開始の期日
延長二九二・一〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ第二一〇〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十五日

川建セ第二六〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字新田千六百九十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百三十番地一

古杉 富緒

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月二十一日

指令川建セ第二六〇〇七一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十五日

川建セ第二六〇一五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字上屋敷千二百八十五番五、千二百八十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字江綱千二百六十五番地

野本 恭正

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年十一月二十六日

指令川建セ第二六〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十六日

川建セ第二六〇一五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字榎戸五百九十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字中爪五百九十番地

大塚 星徳

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月三十一日

指令川建セ第二五〇一一〇一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十七日

川建セ第二六〇一四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字青山字川久保千四百六十九番一、千四百六十九番三、

千四百八十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字秋山七百二十一番地

社会福祉法人 栄寿会 理事長 馬場 信幸

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年七月二十二日

指令越建セ第二六〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十六日

越建セ第四八八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字東条原字大崎二百二十七番二、二百二十九番六の一

部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北三丁目七番二十四号

野口 祐治

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月三日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年三月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十六年年度埼玉県指定文化財の指定について
- ロ 公文書不開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ハ 公文書部分開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ニ 保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ホ 保有個人情報部分開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ヘ その他